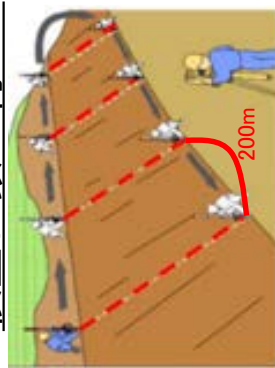
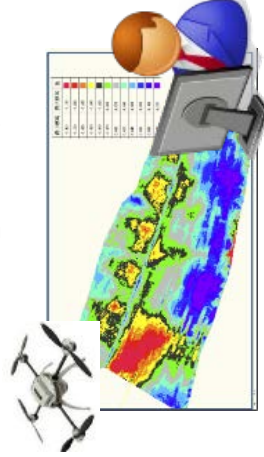
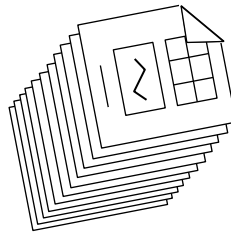


「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 74
大項目	I. あらゆる分野における女性の活躍	
中項目	2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成	
小項目	(10)職種・分野ごとの取組推進	
細項目	④ 建設業や造船業、運輸業、農林漁業などにおける女性の活躍推進に向けて、 ・「i-Construction」の推進などICTの活用や施工時期の平準化等を進め、安全性の向上 や業務効率化等による仕事と生活の調和の推進	
該当施策名 (事業名)	i-Constructionの推進	
当該施策の背景・ 目的	建設現場においては技能労働者約340万人のうち、約110万人が10年間で離職することが予想されている。労働力が減少し続けるとしても、経済成長を続けていくため生産性を向上させることが必要であり、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までのあらゆる建設生産プロセスにおいて抜本的に生産性を向上させるためにi-Constructionを推進する。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算: ー 千円
		28年度一次補正予算: ー 千円
		28年度二次補正予算: 59,940 千円
		29年度要求予算: 337,769 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	・測量・施工・検査等の全プロセスでICTを活用し、建設現場の生産性の向上を図るとともに、「賃金水準の向上」、「安定した休暇の取得」、「安全な現場」、「女性や高齢者等の活躍」など、建設現場の働き方革命を実現を目指す。 ・ICT土工等のトップランナー施策(ICTの全面的な活用、全体最適の導入、施工時期の平準化)の着実な推進をはじめ、土工以外へのICTの導入、コンソーシアムを通じた研究開発の推進、地方公共団体発注工事への普及促進等に取り組む。	
担当府省庁	国土交通省	
	大臣官房技術調査課	

- 建設産業は今後10年間で高齢等のため、技能労働者約340万人のうち、約1/3の離職が予想され、労働力不足の懸念が大きい
- 改善の余地が大きい土工について、測量・施工・検査等の全プロセスでICTを活用し、大幅に生産性を向上
- 公共測量マニュアルや監督・検査基準などの15の新基準、ICT建機のリース料を含む新積算基準を策定し、平成28年度より国が行う大規模な土工については、原則としてICTを全面的に適用
- 1人あたりの生産性の約5割向上を目指すとともに、「賃金水準の向上」、「安定した休暇の取得」、「安全な現場」、「女性や高齢者等の活躍」など、建設現場の働き方革命を実現

測量 3次元測量(ドローン等を用いた測量マニュアルの導入)  従来測量 ドローン等による3次元測量	施工 ICT建機による施工(ICT土工用積算基準の導入)  従来施工(丁張りによる施工) ICT建機による施工
検査日数 検査日数が約1/5 (ICT土工用監督・検査要領等の導入)  人力で200m毎に計測 検査日数10日 1箇所計測 検査日数2日 GNSS ローバー	検査書類 検査書類が約1/50 (ICT土工用監督・検査要領等の導入)  計測結果を書類で確認 3次元データをPCで確認 現場2km毎に50枚 1現場につき1枚

—226—

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 75
大項目	1. あらゆる分野における女性の活躍	
中項目	2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成	
小項目	(10)職種・分野ごとの取組推進	
細項目	④建設業や造船業、運輸業、農林漁業などにおける女性の活躍推進に向けて、 ・女性も働きやすい職場環境の整備や関連する調査研究 ・業務の魅力に関するPRや、就業継続に向けた企業等関係者への研修 ・「i-Construction」の推進などICTの活用や施工時期の平準化等を進め、安全性の向上や業務効率化等による仕事と生活の調和の推進 ・女性従業員の能力開発など女性の活躍推進に取り組む企業や農業法人等の認定・表彰などの取組 を総合的に進める。	
該当施策名 (事業名)	造船業における人材の確保、育成	
当該施策の背景・目的	背景： ・造船業は、国内立地型の輸出産業として我が国経済を支えるとともに、裾野の広い労働集約型産業として地域の雇用と経済を支える重要な産業。近年、高性能・高品質の日本建造船への回帰によって、世界の新造船受注シェアを回復。 ・世界の新造船建造シェア3割の獲得(生産量7割増)による輸出拡大と地方創生を目指す「海事産業の生産性革命(i-shipping)」を実現するためには、現場生産性の向上等に加え、人材の確保・育成が不可欠。 ・造船業には女性が活躍できる職域が多くあるものの、力仕事のイメージが強く、他業種に比べ女性比率が低い。一億総活躍社会の実現に向け、地方における女性の社会進出推進のために、造船業の貢献が期待。 目的： ・造船業における人材の確保・育成の取組みを推進することにより、造船業の持続的な発展と地域経済・雇用の拡大を図る。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算： 88,000 千円 の内数 28年度一次補正予算： - 千円 28年度二次補正予算： - 千円 29年度要求予算： 99,838 千円 の内数
		機構定員要求
	○	その他(具体的に)
		交通政策審議会において、平成28年6月3日に答申「海事産業の生産性革命(i-Shipping)による造船の輸出拡大と地方創生のために推進すべき取組について」がとりまとめられた。その中で、女性活躍促進等の環境整備を推進することとされている。
当該施策概要	・女性を含む造船業を目指す若者の拡大を図るため、地域中小造船が連携したインターンシップの推進、魅力ある新教材の作成等教育体制の改革強化の取組を推進し、それぞれの成果を地域で普及させる。 ・造船業における女性活躍推進、魅力ある職場環境への改善等に向けた取組を促進する。具体的には、造船業及び他産業での女性活躍の先進事例の調査、啓蒙パンフレットの作成、女性の造船労働体験モニター事業の実施、経営者向け女性活躍推進のための環境改善指針等を作成するとともに、これらの成果の展開を図る。	
担当府省庁	国土交通省	
	海事局船舶産業課	

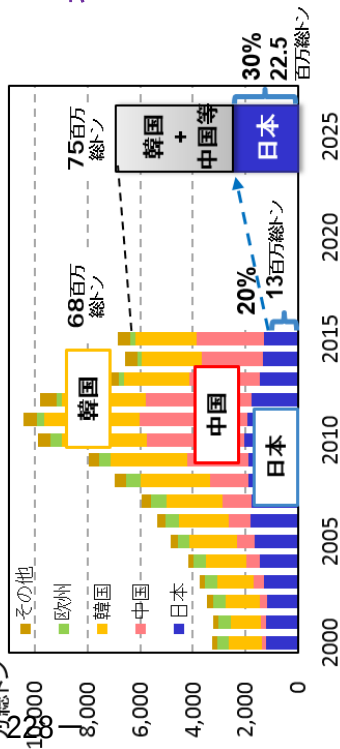
概要

- 造船業は、国内立地型の輸出産業として我が国経済を支えとともに、裾野の広い労働集約型産業として地域の雇用と経済を支える重要な産業。近年、高性能・高品質の日本建造船への回帰によって、世界の新造船受注シェアを回復。
- 今後も、造船業が持続的に発展するためには、女性の更なる活躍・登用を含め、人材の確保・育成の取組みを総合的に推進することが不可欠。

地域の経済の発展・雇用拡大

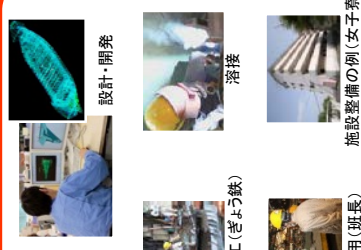
- 世界の新造船建造シェア3割の獲得(生産量7割増)による輸出拡大と地方創生を目指す「海事産業の生産性革命(Shipping)」を実現するためには、現場生産性の向上等に加え、人材の確保・育成が不可欠。
- 造船業の成長に対応し、造船集積地域では工業高校等に造船コース創設のニーズが増大。

世界の建造量の推移と2025年目標

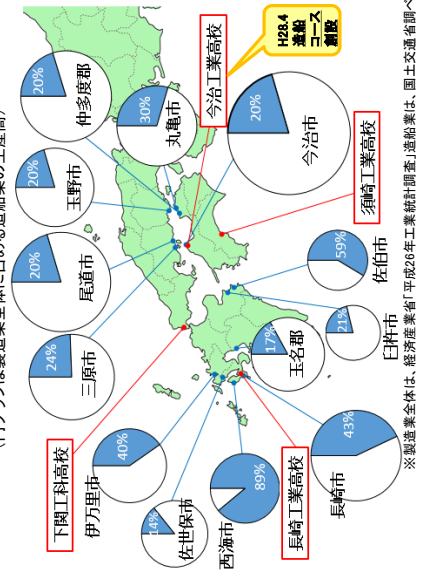


課題

- 持続的な人材確保・育成体制の構築
 - ・ 教育内容の更新・充実と造船教員の養成
 - ・ 産学ネットワークの構築
- 造船業における女性の活躍推進
 - ・ 経営者等の意識改革
 - ・ 魅力ある職場環境への改善
 - ・ イメージ改革
- 緊急的な人材確保
 - ・ 外国人材の受入と適正な監理



主な造船地域と造船教育を行う高校



国内生産比率



地方生産率



経済財政運営と改革の基本方針2016

(地域の活性化)
地域の基幹産業の国際競争力を確保するため、造船業等における地域発のグローバルイノベーションの創出を推進するとともに、港湾等のロジスティクス機能の強化を図る。

女性活躍推進

- 造船業には女性が活躍できる領域が多くあるものの、力仕事のイメージが強く、他業種に比べ女性比率が低い。地方における女性の社会進出推進等、一億総活躍社会の実現に造船業は貢献可能。

女性活躍推進法(H27年8月28日成立)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

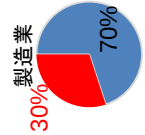
第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。



女性活躍加速のための重点方針2016

(平成28年5月20日閣議決定)

建設業や造船業、運輸業、農林漁業などにおける女性の活躍推進に向けて、女性も働きやすい職場環境の整備や関連する調査研究、業種の魅力に関するPRや、就業継続に向けた企業等関係者への研修(中略)を総合的に進める。



造船業における人材の確保・育成の取組み

取組	2015	2016	2017	2018	2019	2020
1. 地域中小造船が連携したインターンシップの推進	モデル事業実施	ガイダンス作成	カリキュラム作成	研修の実施検証	成果の普及	成果の普及
2. 工業高校等の造船学科向けの 新教材の作成		新教材の作成				
3. 造船教員の養成プログラムの構築						
4. 造船業における女性の活躍推進			調査: 先進事例・環境改善策	ガイダンス作成		
5. 外国人材の適正な監理の実施						関係者による協議会の運営等

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 76
大項目	Ⅰ. あらゆる分野における女性の活躍	
中項目	2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成	
小項目	(10)職種・分野ごとの取組推進	
細項目	⑤学校教育現場の管理職(校長、教頭等)における女性の割合が低い現状を踏まえ、女性教員が管理職への昇任を希望し、実現することが容易になるよう、管理職への昇任を希望する教員等が参加する各種研修等で女性の参加割合について数値目標を設定し、女性管理職を増やすとともに、女性の管理職登用対象者への意識啓発を促進する。	
該当施策名 (事業名)	各種研修等への参加教員における女性枠の設定及び女性管理職登用に向けた意識づけ、ネットワークへの参加促進。	
当該施策の背景・目的	学校教育の現場においては、女性教員の割合に比して、教頭以上に占める女性の割合が低いという実態がある。女性教員が管理職を希望しない理由として、仕事と家庭の両立が難しい、責任が重たすぎる、一教諭として児童・生徒に向き合いたいなどの意見があることから、これらに対応した取組を進める。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
		予算
		28年度当初予算: 千円
		28年度一次補正予算: 千円
		28年度二次補正予算: 千円
		29年度要求予算: 千円
		機構定員要求
	○	その他(具体的に)
		独立行政法人教員研修センターが実施する各種研修等の女性参加率の目標値設定等
当該施策概要	独立行政法人教員研修センターが主催する研修において、女性教職員の参加割合についての数値目標を設定するとともに、推薦者への女性の積極的な推薦を促すことで、女性教職員の研修への参加を促進する。	
担当府省庁	文部科学省	
	初等中等教育局教職員課	

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 77
大項目	I. あらゆる分野における女性の活躍	
中項目	2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成	
小項目	(10)職種・分野ごとの取組推進	
細項目	⑤学校教育現場の管理職(校長、教頭等)における女性の割合が低い現状を踏まえ、女性教員が管理職への昇任を希望し、実現することが容易になるよう、管理職への昇任を希望する教員等が参加する各種研修等で女性の参加割合について数値目標を設定し、女性管理職を増やすとともに、女性の管理職登用対象者への意識啓発を促進する。	
該当施策名 (事業名)	公立学校教職員の育児休業取得の実態把握	
当該施策の背景・目的	学校現場における女性教員の仕事と家庭の両立に資するべく、育児休業取得の実態把握等を行い、男女ともに仕事と育児の両立が図られる学校現場の形成に資する取組を推進する。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
		予算
		28年度当初予算: 千円 28年度一次補正予算: 千円 28年度二次補正予算: 千円 29年度要求予算: 千円
		機構定員要求
	○	その他(具体的に)
		実態調査
当該施策概要	毎年度実施している「公立学校教職員の人事行政状況調査」において、公立学校教職員の育児休業等の取得実態について調査を実施する。	
担当府省庁	文部科学省	
	初等中等教育局初等中等教育企画課	

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 78
大項目	I. あらゆる分野における女性の活躍	
中項目	2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成	
小項目	(10)職種・分野ごとの取組推進	
細項目	⑥ 自治会・町内会、自主防災組織、PTA等、地域に根差した組織・団体における意思決定過程への女性の参画拡大に向けて、各地域における実態を把握するとともに、女性の参画が進まない要因や課題等の分析を行う。また、多様な住民が参加しやすい地域活動の在り方の提示に向けて、フルタイムで就業している男女が参加しやすい地域活動の在り方等について意識調査を行う。	
該当施策名 (事業名)	地域における男女共同参画促進に関する実践的調査・研究	
当該施策の背景・目的	男女共同参画社会基本法では、国は、地方公共団体の実施する施策及び民間の団体が行う活動を支援するため、情報提供その他必要な措置を講ずることとされており、平成27年12月に策定した第4次男女共同参画基本計画では、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図り、地域活動における男女共同参画を推進することとしている。 また、男女共同参画社会の形成を促進するためには、国の取組はもとより、地方公共団体、民間団体、国民各界各層が有機的な連携を保ちつつ、取組を展開することが重要。 このため、国、地方公共団体、民間団体、国民各界各層が意見交換等を行い、男女共同参画社会づくりに向けた取組の気運を醸成する。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算： 4,922 千円 28年度一次補正予算： - 千円 28年度二次補正予算： - 千円 29年度要求予算： 4,922 千円
		機構定員要求
当該施策概要		その他(具体的に)
	女性の参画が進んでいない自治会や自主防災組織等、地域に根差した組織・団体の実態把握や、女性の参画が進まない要因や課題等の分析、就業している男女等、多様な住民が参加しやすい地域活動の在り方の検討等、男女共同参画の視点からの地域における課題等について調査・研究を行う。	
担当府省庁	内閣府	
	男女共同参画局総務課	

地域における男女共同参画促進に関する実践的調査・研究（内閣府男女共同参画局総務課）

事業概要・目的

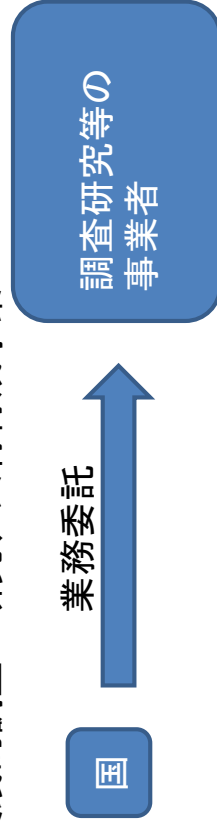
○男女共同参画社会基本法では、国は、地方公共団体の実施する施策及び民間の団体が行う活動を支援することとされ、情報提供その他必要な措置を講ずることとされています。また、男女共同参画社会の形成を促進するためには、国の取組はもとより、地方公共団体、民間団体、国民各界各層が有機的な連携を保ちつつ、取組を展開することが重要です。このため、国、地方公共団体、民間団体、国民各界各層が意見交換等を行い、男女共同参画社会づくりに向けた取組の気運を醸成します。

事業イメージ・具体例

○地域における男女共同参画促進に関する実践的調査・研究
地方公共団体等における女性活躍推進事業の効果・影響を検証し、優良事例や先駆性がある事例については、情報提供等を行い、横展開を図る方策等について調査・研究を行います。

資金の流れ

○実践的調査・研究、人材育成事業



期待される効果

男女共同参画社会づくりについて、全国的に理解が促進され、国、地方公共団体、民間団体、国民各界各層が連携を保ちつつ、多様な取組が展開されます。また、男女共同参画行政に関する施策の効果的な推進方法や、国や各主体が抱えている課題等について、相互の間で情報の共有が進み、国が効果的に施策を推進できるようなとともに、全国各地において、男女共同参画社会の形成の促進に向けた気運が醸成され、取組が一層強化されます。

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 79
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(1) 性犯罪への対策の推進	
細項目	① 性犯罪の罰則の在り方について調査・審議を行っている法制審議会の答申を踏まえ、法改正を含む必要な措置を講ずる。 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの各都道府県最低1か所の設置を促進するため、ワンストップ支援センターの個々の運営状況や未設置の理由を更に調査し、地方公共団体への支援の在り方を検討するとともに、未設置の地方公共団体に対して既存の社会資源を活かした対応を含め設置の働きかけを更に行う。 また、都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実、性犯罪証拠採取キットを配備する医療機関の拡大等、性犯罪被害者の負担軽減のための各種取組の充実を図る。	
該当施策名 (事業名)	性犯罪被害者等支援体制整備促進事業	
当該施策の背景・目的	地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員及び民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するための必要なスキルや支援体制整備の推進に向けた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せずに身近な相談窓口等に安心して相談することができる体制整備を目的とする。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算: 8,986 千円 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: 9,993 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	全国の男女共同参画センター等で相談を受ける相談員に対し、性犯罪被害者の支援に関して、性犯罪被害者の相談対応における留意点や相談の質の維持・向上に関する研修を実施するとともに、行政職員に対し相談機関や支援機関の連携促進・強化の働きかけを行う。	
担当府省庁	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

性犯罪被害者等支援体制整備促進事業

1. 目的

地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員及び民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するために必要なスキルや支援体制整備の推進にむけた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せずに身近な相談窓口等に安心して相談することができると期待される体制整備を図る。

2. 概要

●対象者

- ・ 地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員
- ・ 民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員

●主な研修テーマ

- ・ 国及び地方公共団体による性犯罪・性暴力被害者支援の取組について
- ・ 民間支援団体による性犯罪・性暴力被害者支援の取組について
- ・ 性犯罪・性暴力被害者支援体制の整備にむけた取組について

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 80
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(1) 性犯罪への対策の推進	
細項目	① 性犯罪の罰則の在り方について調査・審議を行っている法制審議会の答申を踏まえ、法改正を含む必要な措置を講ずる。 <u>行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの各都道府県最低1か所の設置を促進するため、ワンストップ支援センターの個々の運営状況や未設置の理由を更に調査し、地方公共団体への支援の在り方を検討するとともに、未設置の地方公共団体に対して既存の社会資源を活かした対応を含め設置の働きかけを更に行う。</u> また、都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実、性犯罪証拠採取キットを配備する医療機関の拡大等、性犯罪被害者の負担軽減のための各種取組の充実を図る。	
該当施策名 (事業名)	性犯罪・性暴力被害者支援体制整備等促進交付金	
当該施策の背景・目的	行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「センター」という。）の設置数については、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）において、平成32年までに各都道府県に最低1か所の成果目標が設定されたところ。 センターを開設した都道府県が半数を超える状況の下、全都道府県でのセンターの設置及びセンターの安定的運営が可能となるよう、地方公共団体の取組を更に促進するための交付金を創設することを目的とする。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算： - 千円 28年度一次補正予算： - 千円 28年度二次補正予算： - 千円 29年度要求予算： 260,908 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	センターの開設や運営の安定化等の地方公共団体による被害者支援の取組を促進する（1/2又は1/3を補助）。 【交付対象経費】 * 都道府県・指定都市が負担した「相談センター」の運営に要する経費 * 都道府県が負担した警察に相談をしなかった被害者の医療費等 * 都道府県が実施する協力病院等の医療関係者や支援者対象の研修に係る経費 * 都道府県が実施するセンターの広報に係る経費 など	
担当府省庁	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

性犯罪・性暴力被害者支援体制整備等促進交付金

1. 目的

行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「センター」という。）の設置数については、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）において、平成32年までに各都道府県に最低1か所の成果目標が設定されている。

センターを開設した都道府県が半数を超える状況の下、全都道府県でのセンターの設置及びセンターの安定的運営が可能となるよう、地方公共団体の取組を更に促進するための交付金を創設することを目的とする。

2. 概要

センターの開設や運営の安定化等の地方公共団体による被害者支援の取組を促進する（1／2又は1／3を補助）。

【交付対象経費】

- * 都道府県・指定都市が負担した「相談センター」の運営に要する経費
- * 都道府県が負担した警察に相談をなかった被害者の医療費等
- * 都道府県が実施する協力病院等の医療関係者や支援者対象の研修に係る経費
- * 都道府県が実施するセンターの広報に係る経費

など

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 81
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(1) 性犯罪への対策の推進	
細項目	① 性犯罪の罰則の在り方について調査・審議を行っている法制審議会の答申を踏まえ、法改正を含む必要な措置を講ずる。 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの各都道府県最低1か所の設置を促進するため、ワンストップ支援センターの個々の運営状況や未設置の理由を更に調査し、地方公共団体への支援の在り方を検討するとともに、未設置の地方公共団体に対して既存の社会資源を活かした対応を含め設置の働きかけを更に行う。 また、都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実、<u>性犯罪証拠採取キットを配備する医療機関の拡大等</u>、性犯罪被害者の負担軽減のための各種取組の充実を図る。	
該当施策名 (事業名)	性犯罪に対する厳正な対処等 (医療機関における性犯罪証拠採取キットの試行整備)	
当該施策の背景・目的	被害者が届出を躊躇 ^{ちゆうちよ} している性犯罪に関して証拠資料の滅失防止を図り、被害の潜在化を防止する。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算: 672 千円 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: - 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	協力の得られる医療機関に対し、国費による性犯罪証拠採取セットをあらかじめ配備しておき、当該医療機関を受診した性犯罪の被害者のうち、警察への被害の届出を躊躇している者の身体から、当該医療機関の医師等をして必要があると認めたときに資料採取を行い、当該資料について警察への提出を求めるもの。 警察においては、性犯罪証拠採取キットを配備する医療機関の拡大を図るため、平成26年度は5都道府県、平成27年度は10都道府県において、同キットの医療機関への試行整備を実施しており、平成28年度は予算措置が図られたことから、現在配布先の医療機関を調整中。 平成29年度については、試行の結果等を踏まえ、拡大の可否等について検討中。	
担当府省庁	警察庁	
	刑事局捜査第一課	

医療機関における性犯罪証拠採取セットの整備

